

札幌市農地流動化奨励金交付制度の一部改正について

* お知らせ *

本市では、農地の円滑な流動化を促進し、農地の遊休化を防止するため、利用権設定により農地を賃貸借した際に、貸し手と借り手の双方に奨励金を交付する「農地流動化促進事業」を実施しています。この制度は、平成7年度より実施しておりましたが、厳しい市の財政状況等から見直しをすることといたしました。効率的な予算運用について検討したところ、農地法の改正をはじめとする農政の改革に伴い、国は、農地を借りて生産を行う認定農業者等の担い手に対し新たな支援対策の構築を進めておりますことから、賃借権（再設定）を行う借り手（農地を借りる方）に対する奨励金の交付を廃止し、国の支援対策にみこまれていない貸し手に対する奨励金を存続することといたします。

見直し後の奨励金の交付要件、改正後の奨励金の単価表は以下のとおりです。

交付の条件

対象農地	札幌市内の農用地区域内の農地
賃貸借の方法	利用権設定等促進事業による賃借権の設定
賃貸借期間	3年以上
貸し手の要件	対象地の農地所有者（農家・非農家、札幌市民か否かは問いません。）
借り手の要件	認定農業者・中核登録農家

奨励金の交付額

区分		賃貸借期間 3～5年		賃貸借期間 6年以上	
		新規対象農地	再設定対象農地	新規対象農地	再設定対象農地
普通畑	貸し手	15,000円	10,000円	42,000円	28,000円
	借り手		廃止		廃止
飼料畑	貸し手	3,600円	2,400円	9,900円	6,600円
	借り手		廃止		廃止

10a当たりの額（基準額）

- 平成22年1月2日以降に、契約期間満了に伴い賃借権の再設定を行う借り手（農地を借りる方）を対象に奨励金の交付を廃止します。
- 「飼料畑」とは、畜産又は養鶏などの飼育される動物に餌として与えられる作物とし、それ以外の農地を「普通畑」といいます。
- 交付金額は、賃貸借面積に基準額を乗じて得た額です。（千円未満切り捨て）
- 新規対象農地の貸し手及び借り手、再設定対象農地の貸し手に対し、3年以上6年未満の賃貸借は、1年目に交付します。また、6年以上の賃貸借は、1年目と4年目の2回に均等に分割して交付します。
- 新規対象農地は、初めて奨励金の交付対象となる農地をいいます。
- 再設定等対象農地は、すでに奨励金を受けている農地をいいます。
- 1世帯あたりの交付限度額は、同一年度で50万円です。
- 農地の不耕作・不正使用、賃借権設定の途中解約等が発生したときは、奨励金の返還を求めます。

申請手続き

奨励金の交付申請書は札幌市農協を經由して提出してください。（毎年12月）

問い合わせ先

札幌市農政課調整係

Tel. 211-2406